

令和7年4月1日（火）から募集開始

田原本町空き家バンクの中古住宅取得に助成

— 補助額10万円 —

田原本町空き家バンクに登録されている町内の中古住宅を取得し、定住又は利活用（地域貢献事業）される方に、予算の範囲において助成金を交付します。



田原本町 空き家バンクとは

田原本町空き家バンクは、田原本町の委託を受けた一般社団法人なら空き家対策協議会が運営する事業です。空き家所有者と活用希望者の連絡調整・各種情報の提供を行うほか、地域と連携してスムーズな活用をサポートします。
田原本町の空き家に関することなら何でもお任せください。

田原本町空き家バンク

検索





売りたい・買いたい方



買いたい・借りたい方



賃貸？
相談したい方



募集概要

● 受付期間	令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで
● 申込み方法	申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日は除く）担当課窓口にお持ちください。予算の範囲内で、先着順で受け付けを行います。
● 注意事項	予算に達した時点で受付を終了します。
● 問合せ	まちづくり建設課・都市計画係 0744-34-2085

〈助成対象中古住宅取得日（売買契約日）から6ヵ月以内に申込みください〉

助成対象者の要件

チェック

町内に定住する目的で中古住宅を取得し住民基本台帳に基づく住民登録を行っている方	
・ 中古住宅の利活用をする目的で当該中古住宅を取得している方	
・ 町内にお住まいの方は賃貸住宅（1戸建て住宅等を除く）に該当する住宅であること	
当該住宅に係る建物の登記事項証明書に該当者が所有者として記載されておらず、かつ当	
・ 該者の2親等以内の親族が所有者として記載され、申請の日において当該親族が引き続き居住している一戸建ての住宅。	
・ 本人及びその世帯員全員（15歳以上の世帯員に限る。ただし、法人の場合にあっては、代表者）が市町村税等を滞納していないこと	
・ 中古住宅を取得した日から6ヵ月を経過していない方。	
・ 本人及び世帯構成員の全員が暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係ではないこと。	
・ 生活保護法による保護を受けていないこと。	
・ 本人又は本人の属する世帯構成員が同一住宅について、この要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。	

申請に必要な書類（ 定住の方、 利活用の方、 必需）

チェック

①	田原本町中古住宅取得助成金交付申請書（様式第1号） ☆ホームページ記載	
②	田原本町中古住宅取得助成金定住誓約書（様式第2号） ☆ホームページ記載	
③	申請者及び世帯構成員の全員の住民票の写し	
④	本人及び世帯構成員の全員（15歳以上の世帯員に限る。ただし、法人の場合にあっては、代表者）が市町村税等を滞納していないことを証明する書類	
⑤	中古住宅を利活用する目的で当該住宅を取得する方は、利活用に係る地域貢献事業の内容等が分かる書類	
	・ 取得した助成対象住宅に居住する直前に居住していた住宅について当該住宅に居住していたことを証明できる書類。	
	（ア）賃貸住宅に居住していた方は、当該賃貸住宅に係る賃貸契約書	
	（イ）勤務先の所有する住宅等に居住していた方は、当該居住の賃貸契約書又は雇用主が居住を証明する書類	
⑥	（ウ）マンション等の集合住宅に居住していた方は当該住宅に係る建物の登記事項証明書の写し	
	（エ） （ア）、（イ）及び（ウ）以外の住宅において、申請以外の2親等以内の親族が所有する住宅に居住していた者にあっては次に掲げる書類	
	（あ）当該住宅に係る建物の登記事項証明書	
	（い）当該住宅の所有者の住民票	
	（う）戸籍謄本等、当該住宅の所有者が申請者と親族関係にあることを証する書類	
⑦	申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し	
⑧	取得した助成対象住宅に係る売買契約書の写し及び登記事項証明書の写し	
⑨	取得した助成対象住宅の位置図、平面図等	